1.　現業労働者の取り組み

【現業評議会の組織強化】

1.　県本部・単組は、自治体単組において、現業評議会が持つ労働協約締結権の活用が組織の根幹を担うことを再確認し、評議会の結成に取り組みます。その上で、組織力低下や役員の担い手不足により評議会の解散、休止を決断する単組が見受けられることから、会計年度任用職員を含めた現業評議会の結成・運営も含め、すべての単組での現業評議会の結成に取り組みます。

2.　県本部・単組は労働委員会に対し、救済申し立てなどを行う際、労働組合法に規定する労働組合規約の要件に不備があることを理由に受理されないケースが散見されることを踏まえ、現業評議会規約の点検・整備に取り組みます。

3.　県本部・単組は、組合員の賃金・労働条件の決定は、労使の交渉・合意が前提であることから、交渉サイクルの確立にむけ取り組みます。あわせて、事前協議制の確立と労働協約の締結に取り組むとともに、経営形態の変更等に関しても労使交渉・協議の対象とするよう、労使関係の確立をめざします。

4.　県本部・単組は現業職場における組織拡大にむけ、新規採用職員や未加入者の組合加入に積極的に取り組みます。あわせて、再任用職員等の組織化を進め、現業評議会における組織化の推進に取り組みます。

5.　本部は、労働運動へ参加しやすい環境を整備し、多様性を認める意識の醸成にむけ現業セミナーの開催などを通じて、組織課題、政策課題の解決に取り組みます。とりわけ県本部・単組における若年層や女性組合員の人材育成と現評運動の継承が重要課題であることを踏まえ、次代を担う人材を対象とした学習会を開催します。

6.　本部は、現業組織集会を隔年で開催し、定年引き上げの課題や組織強化課題をはじめ、会計年度任用職員の組織化や政治闘争の必要性など、現業評議会が抱える組織課題の解決にむけて、議論を行います。

【現業職場の人員確保】

7.　本部は、現業職場の最重要課題は人員確保であるとの認識のもと、現業・公企統一闘争での人員確保の取り組みを強化することはもとより、各種集会やセミナーなどを通じて新規採用を獲得した単組からの事例・取り組み報告など情報共有に取り組みます。また、総務省の圧力が採用抑制につながることがないよう省庁・国会対策を強化します。その上で、県本部は、都道府県市区町村課などが誤った指導・助言を行うことがないよう、要請行動に取り組みます。

8.　新規採用者が増加傾向であるものの、単組や職種によっては、長期間にわたり新規採用がないことから、これらを対象とした学習会等を開催し、情報共有をはかります。

9.　県本部・単組は、現業職場における障害者雇用の促進をはかるとともに、支援員の配置など安心して働き続けることができる合理的配慮を行うなど、労働条件と労働環境の整備に取り組みます。

【質の高い公共サービスの確立】

10. 本部・県本部・単組は、「現業（職場）活性化」運動に継続して取り組みます。より質の高い公共サービスを住民に提供するために、「職の確立【80】」に取り組み、その事業に必要となる正規職員による人員と予算の確保を求めます。

11. 本部・県本部・単組は、「新たな技能職【81】」の確立にむけ、現状や実態を踏まえた現業職員の職務・責任・権限の拡大と、現場の知恵と工夫を起点とした企画・立案業務への参加をめざします。そのため、隔年で現業政策集会を開催し、「職の確立」にむけた取り組み事例について議論を行うなど、各単組でより実効性のある政策提言につなげます。

12. 県本部・単組は地域と連携し、公共サービスを担う現業労働者の日々の取り組みや仕事の必要性を職場の内外に拡める機会を設けることにより、社会に欠かすことのできない職員としての位置づけを明確にします。そのため、本部は動画作成などを通じて、地域の実情に応じた質の高い公共サービス事例の紹介をするなど積極的に住民アピール行動に取り組みます。

13. 総務省要請時の「現業職員は公権力行使ができない法的根拠はない」との回答を踏まえ、各県本部・単組は、積極的に「職の確立」にむけ取り組みます。

14. 公共民間評議会をはじめとした各評議会と連携し、職種別の課題や単組での取り組み成果を共有するなど、地域実情や社会需要の変化に対応した地域公共サービスの確立に取り組みます。

【あらゆる差別の撤廃】

15. 本部・県本部は、いまなお残る現業の職業・職種に対する偏見・差別を許さない取り組みを強化します。その上で、あらゆる差別の撤廃にむけた学習会を開催します。

【民間委託の阻止】

16. 本部は、地方財政計画に関わる骨太方針や各省庁での研究会議論の内容が、現業職場に及ぼす影響が非常に大きいことを踏まえ、「自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会」などを開催し、県本部・単組に迅速かつ的確に情報を発信します。

17. 本部は、地域の実情を無視し、公共サービスの委託化等を強要する国の圧力に対して、公共サービスの質を低下させない観点から反対します。県本部・単組は、自治体現場力を活用した質の高い公共サービスの確立に取り組むことにより、直営の必要性に対する自治体当局および地域住民の理解を深めます。

18. 本部は、トップランナー方式の導入が結果的に民間委託・人件費削減へと自治体政策を誘導し、現業職員の削減に大きな影響を与えたことから、さらなる民間委託等の導入を強制することがないよう、総務省・政党対策への要請等を強化します。その上で、民間委託後のサービス水準や財政効果について検証を求めます。

19. 各県本部・単組は、委託提案された際、財政効果や委託後におけるサービス水準について当局に検証させるなど、安易に民間委託させないよう取り組みます。

【現業賃金抑制圧力への対応】

20. 本部は、安易な国や民間との賃金比較については、①国と地方自治体の技能労務職員の業務内容の違い、②賃金センサスについて、比較対象の違いや業務内容の違いを明確にするなど、賃金の抑制に反対します。その上で、総務省の圧力が自治体現業職員の賃金抑制につながることがないよう、省庁・国会対策を強化します。

21. 本部・県本部は、現業職員に対する賃金抑制を許さない取り組みを強化するため、現業賃金の現状や課題解決にむけた取り組みなど賃金課題に対する学習会を開催します。あわせて、60歳を超える常勤職員の賃金については、多くの課題が山積していることから、モチベーションの維持も含めて、業務内容に応じた賃金改善にむけ取り組みます。

22. 行政職(二)表の導入を条件に新規採用が行われている実態が見受けられることから、県本部・単組は、同一労働同一賃金の観点や職場内の分断化をさせないため新規採用者をはじめ、あらゆる雇用形態の賃金改善にむけ取り組みます。

23. 現業職場で働く会計年度任用職員の賃金は、正規職員と同様の業務を担いながらも、賃金抑制の実態が見受けられることから、同じ関係法令が適用されることを踏まえ、労使合意の前提のもと、正規職員との均衡・権衡をめざし取り組みます。

24. 定年引き上げに伴い、総務省が人事評価結果の活用について一層圧力を強めてくることが想定されることから、単組は評価結果の活用は、給与・処遇等に影響を及ぼす重大な労働条件の変更であるため交渉事項であることを労使で確認します。

【定年引き上げへの対応】

25. 各県本部・単組は総務省通知を踏まえ、定年退職者がいない年度であっても、採用抑制させることなく公共サービスの提供体制に必要な人員確保にむけ取り組みます。

26. 暫定再任用職員や定年前再任用短時間職員などの運用では、定年退職を迎える前と同様の仕事をしているにもかかわらず、不利な賃金・労働条件で業務にあたっている実態を踏まえ、単組は、退職時の級での再任用を基本として、業務量・責任に応じた賃金改善を求めます。

27. 現業職員の再任用を認めない自治体や希望すらとらない自治体が存在することから、県本部・単組は、これまでの制度運用に対する検証を行うとともに、希望者すべてが制度を活用できるよう、当局交渉を強化します。

28. 本部は各部会を通じて職種や現場実態に応じた業務内容や働き方などについて議論し、情報共有をはかります。その上で単組は、各職場における高年齢労働者の働き方について労使で協議するなど誰もが安全で安心して働き続けられる職場を確立します。

【労働災害の撲滅】

29. 本部は、現業職場では多くの労働災害が発生している現状を踏まえ、各単組で重大災害が発生した際に報告を求め共有化をはかり、分析し同一・類似災害の撲滅をめざします。

30. 単組は、労働災害の再発防止と労働安全衛生活動の強化をはかることを目的に、すべての職場において安全衛生委員会を設置します。その上で、法律で定められている月１回の定例開催を基本に、安全衛生委員会の開催状況や内容、職場点検の実施状況などを把握することで労働災害の撲滅にむけた取り組みを強化します。

31. 近年、現業職員の業務の性質上、腰痛や指曲がり症など労災認定されにくい状況を踏まえ、単組は、労災の因果関係の明確化にむけ「健康診断」などの充実を求めます。

32. 本部は、「現業職場から労働災害を一掃する職場集会」について、現業職場の実態に応じたより実効性の高い取り組みを検討し、現業職場からの労働災害の撲滅をめざします。

【現業・公企統一闘争の推進】

33. 本部・県本部・単組は、質の高い公共サービスを実現するため、必要な人員と予算の確保や公共サービスに携わるすべての労働者の処遇改善を求め、現業・公企統一闘争を産別統一闘争として取り組みます。第１次統一闘争にすべての県本部が結集するとともに、取り組みが行えていない単組への県本部による指導体制の強化をはかり、全単組で取り組む統一闘争をめざします。

34. 県本部は、各県本部が設置した闘争委員会において、全国統一基準日を基本に各県本部が設定した基準日への結集にむけ、日常からの闘争推進にむけたオルグ実施などに取り組みます。単組交渉日では県本部待機態勢のもと、県内各単組の取り組み状況の把握や取り組み支援、妥結基準の確認をはじめ、全単組・全組合員が結集する統一闘争を構築します。

【会計年度任用職員等の組織化および民間委託労働者との連携】

35. 本部・県本部・単組は、会計年度任用職員等の仲間が地域公共サービスの提供を支えるために欠かすことのできない存在であることから、組織化に取り組みます。

36. 本部は、これまでの運動を停滞させることなくより一層の推進にむけ三役・常任幹事会を通じて、県本部現業評議会での組織化の進捗状況を把握します。さらに、組織化が実現した単組の事例を掲載した事例集を本部・県本部・単組で活用し、組織化の意義と手法を徹底します。

37. 本部・県本部・単組は、賃金センサスにおいて同一または類似職種の委託労働者との賃金比較がされ現業職員の賃金抑制が強硬に推し進められていることや、官民が一体となって質の高い公共サービスを確立しなければならないことなどを踏まえ、民間委託労働者の処遇改善にむけ連携します。

【迅速な災害・感染症対応】

38. 本部は、自然災害やコロナ禍での経験をもとに、さまざまな対応における課題を洗い出し、「災害時に現業職員が力を発揮するための５つの提言【82】」を改定するとともに、災害・感染症発生時などあらゆる事態に対する初動体制の確立にむけ、議論し共有化をはかります。あわせて、現場実態に応じた内容となるよう、業務継続計画の充実にむけ取り組みます。